

令和7年度大田区特別区民税・都民税申告の手引

申告書の提出は **3月17日（月）** までです。 記入例は裏面7ページにあります

日頃から、税務行政にご協力いただきありがとうございます。
特別区民税・都民税は令和6年1月から12月（以下、「前年」とする。）の所得について令和7年1月1日に大田区にお住まいの方に対し、大田区で税額を計算し、納税者の皆様に通知します。
申告書を送付いたしますので、この手引を参考にして3月17日（月）までに提出してくださるようお願いいたします。

特別区民税・都民税の申告が必要な方

- 令和7年1月1日現在大田区に居住している方
税務署へ確定申告書を提出しない方のうち、次のいずれかに該当する方
(税務署への確定申告が必要な方は3ページの「税務署からのお知らせ」によります。)
(1)給与収入がある方で、勤務先から大田区に給与支払報告書が提出されていない方
(2)給与収入がある方で、給与収入以外の収入があった方
(3)公的年金等の収入がある方で、年金収入以外の収入があった方
(4)営業等・不動産・一時・配当（末公開株式又は大口株式）等の所得があった方
- 大田区に住んでいないが、区内に事務所・事業所がある方

■申告に基づいて賦課決定した場合は、6月に納税通知書を発送する予定です。ただし、所得のなかった方・非課税の方には通知書は発送いたしません。

特別区民税・都民税の申告をしなくてもよい方

- 税務署に前年分の所得税の確定申告をする方
- 給与収入のみで、勤務先から大田区に給与支払報告書が提出されている方（※）
- 公的年金等の収入のみで、年金支払者から大田区に公的年金等支払報告書が提出されている方（※）
（※）源泉徴収票に記載されている控除以外の控除の適用を受けようとする場合は申告が必要です。

所得がなかった方も申告書を提出してください

前年中に所得がなかった方も、次のいずれかに該当する場合は、申告書裏面「(1)所得のなかった方の記入欄」を記入して提出してください。

- ◆国民健康保険・後期高齢者医療制度、介護保険等に参加されている方
※保険料及び給付の算定資料となります。国民健康保険料・後期高齢者医療保険料は、申告により世帯の所得が一定基準以下と判明した場合、減額される制度があります。
- ◆児童手当・児童扶養手当を受給している方
- ◆教育・保育・福祉などのサービスを利用されている方
- ◆扶養家族の申請、住宅関係、保育園の入園申請、奨学金、その他の理由により非課税証明書を必要とされる方

また、あなたと生計を一にする配偶者や親族のうち、前年中の合計所得金額が48万円（給与収入のみの場合103万円）以下の方を扶養している場合は、申告書表面「2. 所得控除（所得から差し引かれる金額）」の「⊕配偶者控除・配偶者特別控除・同一生計配偶者」欄又は「⊙扶養親族」欄に氏名等を記入してください。

申告についてのお問合せ

大田区役所 課税課（本庁舎4階） 〒144-8621 大田区蒲田五丁目13番14号
大田区ホームページ【<https://www.city.ota.tokyo.jp/>】

お住まいの地区		お問合せ先
大森地区	大森・山王・馬込・中央・池上・平和島	03 (5744) 1194
調布地区	調布・田園調布・鶴の木・雪谷・千鳥・久が原・千束・石川町・仲池上・上池台	03 (5744) 1195
蒲田地区	蒲田・羽田・糎谷・萩中・六郷・下丸子・矢口・多摩川	03 (5744) 1196

医療費控除の明細書の記載要領

5ページの明細書は、医療費控除の適用を受ける場合に使用します。この控除を受ける方は、セルフメディケーション税制による医療費控除の特例を受けることができませんので、ご注意ください。

医療費通知に関する事項

医療費通知（※1）を添付する場合、1の(1)～(3)を記入してください。

記入例

(1)	(2)	(3)
医療費通知に記載された医療費の額	(1)のうちその年中に支払った医療費の額	(2)のうち保険金などで補てんされる金額
176,584 円	㊦ 153,300 円	㊧ 円

※1 医療費通知とは、医療保険者（健康保険組合、国民健康保険組合等）が発行する医療費の額等を通知する書類で、次の事項が記載されたものをいいます。（自己又は生計を一にする配偶者その他の親族のために支払った医療費に関する医療費通知に限ります。）

- ①被保険者名等の氏名
- ②療養を受けた年月
- ③療養を受けた者の氏名
- ④療養を受けた病院、診療所、薬局等の名称
- ⑤被保険者等が支払った医療費の額
- ⑥保険者等の名称

※2 本人が実際に支払った金額を記入してください。医療費の総額（10割）ではありませんので、ご注意ください。

※3 電車やバス等の交通費（申告する医療費控除に係るものに限る。）も申告することができます。

医療費通知に記載された自己負担額の合計額を記入してください。なお通知が複数ある場合は、すべて合計し記入してください。（※2）

(1)で記入した医療費のうち、その年中に実際に支払った金額を領収書等で確認し、合計額を記入してください。（※2）

(2)で記入した医療費のうち、生命保険契約、損害保険契約又は健康保険法の規定等に基づき受け取った保険金や給付金（入院費給付金、出産育児一時金、高額療養費など）がある場合は、その金額を記入してください。

添付又は提示が必要な書類

- 裏面の「医療費控除の明細書」（添付）
- 医療費通知（原本添付） ※「1 医療費通知に関する事項」に記載したものに限りです。
- 次の費用について医療費控除を受ける場合は、それぞれ該当する書類（添付又は提示）

◎寝たきりの人のおむつ代…………… 医師が発行した「おむつ使用証明書」

※おむつ代について医療費控除を受けるのが2年目以降で、介護保険法の要介護認定を受けている一定の人は、市区町村等が交付するおむつ使用等の確認書等を「おむつ使用証明書」に代えることができます。

◎温泉利用型健康増進施設の利用料金…………… 温泉療養証明書

◎指定運動療法施設の利用料金…………… 運動療養実施証明書

◎ストマ用装具の購入費用…………… ストマ用装具使用証明

◎B型肝炎患者の介護にあたる同居の親族が…………… 医師の診断書（その患者がB型肝炎にかかっており、医師による継続的治療を要する旨の記載があるもの）
受ける同ワクチンの接種費用

◎白内障等治療に必要な眼鏡の購入費用…………… 処方箋（医師が、白内障等一定の疾病名と治療を必要とする症状を記載したもの）

◎市区町村または認定民間事業者による在宅…………… 在宅介護費用証明書
療養の介護費用

※インフルエンザ等の予防接種にかかる費用は医療費控除の対象にはなりません。

重要なお知らせ

平成30年度（平成29年分の所得）の特別区民税・都民税の申告から、「医療費控除の明細書」の添付が必要となり、医療費の領収書の添付又は提示は不要になりました。

ただし、明細書の記入内容の確認のため、区役所が領収書の提示又は提出を求める場合がありますので、領収書はご自宅等で5年間保管してください。

①所得金額(種類と収入金額)の説明

ア	給与	給料、賞与、賃金、アルバイト、パートなどの収入の合計額を記入してください。 ◇源泉徴収票を添付してください。 ◇源泉徴収票のない方は申告書裏面(2)の該当欄に内訳を記入してください。 〈参考〉給与所得の算出方法																													
		<table border="1"> <tr> <th>給与収入の金額=A</th> <th>給与所得金額</th> </tr> <tr> <td>550,999円以下</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>551,000円～1,618,999円</td> <td>A-550,000円</td> </tr> <tr> <td>1,619,000円～1,619,999円</td> <td>1,069,000円</td> </tr> <tr> <td>1,620,000円～1,621,999円</td> <td>1,070,000円</td> </tr> <tr> <td>1,622,000円～1,623,999円</td> <td>1,072,000円</td> </tr> <tr> <td>1,624,000円～1,627,999円</td> <td>1,074,000円</td> </tr> <tr> <td>1,628,000円～1,799,999円</td> <td>※A×60%+100,000円</td> </tr> <tr> <td>1,800,000円～3,599,999円</td> <td>※A×70%-80,000円</td> </tr> <tr> <td>3,600,000円～6,599,999円</td> <td>※A×80%-440,000円</td> </tr> <tr> <td>6,600,000円～8,499,999円</td> <td>A×90%-1,100,000円</td> </tr> <tr> <td>8,500,000円以上</td> <td>A-1,950,000円</td> </tr> </table>	給与収入の金額=A	給与所得金額	550,999円以下	0円	551,000円～1,618,999円	A-550,000円	1,619,000円～1,619,999円	1,069,000円	1,620,000円～1,621,999円	1,070,000円	1,622,000円～1,623,999円	1,072,000円	1,624,000円～1,627,999円	1,074,000円	1,628,000円～1,799,999円	※A×60%+100,000円	1,800,000円～3,599,999円	※A×70%-80,000円	3,600,000円～6,599,999円	※A×80%-440,000円	6,600,000円～8,499,999円	A×90%-1,100,000円	8,500,000円以上	A-1,950,000円	<p>次の(1)(2)に該当する方には、それぞれ所得金額調整除が適用されます。詳しくは、大田区ホームページをご覧ください。</p> <p>(1) 給与収入額が850万円を超える次のいずれかに該当する方</p> <p>①23歳未満の扶養親族がいる</p> <p>②本人又は同一生計内の扶養親族が特別障害者控除の対象となる方</p> <p>(2) 給与所得と年金所得の両方がある方</p> <p>※印は給与収入の金額を4,000で割り、小数点以下を切り捨てた金額に4,000をかける端数処理をします。</p>				
給与収入の金額=A	給与所得金額																														
550,999円以下	0円																														
551,000円～1,618,999円	A-550,000円																														
1,619,000円～1,619,999円	1,069,000円																														
1,620,000円～1,621,999円	1,070,000円																														
1,622,000円～1,623,999円	1,072,000円																														
1,624,000円～1,627,999円	1,074,000円																														
1,628,000円～1,799,999円	※A×60%+100,000円																														
1,800,000円～3,599,999円	※A×70%-80,000円																														
3,600,000円～6,599,999円	※A×80%-440,000円																														
6,600,000円～8,499,999円	A×90%-1,100,000円																														
8,500,000円以上	A-1,950,000円																														
イ	雑	公的年金等(国民年金、厚生年金、共済年金など)の収入の合計額を記入してください。 ◇遺族年金・障害年金・老齢福祉年金・傷病賜金等は、課税対象となりません。 〈参考〉公的年金等に係る雑所得の算出方法																													
		<table border="1"> <tr> <th>65歳以上 昭和35年1月1日 以前の出生者</th> <th>公的年金等の収入金額=B</th> <th>雑所得の額(円未満切捨て)</th> </tr> <tr> <td rowspan="4"></td> <td>330万円以下</td> <td>B-110万円</td> </tr> <tr> <td>330万円超410万円以下</td> <td>B×75%-27.5万円</td> </tr> <tr> <td>410万円超770万円以下</td> <td>B×85%-68.5万円</td> </tr> <tr> <td>770万円超1,000万円以下</td> <td>B×95%-145.5万円</td> </tr> <tr> <td>1,000万円超</td> <td>B-195.5万円</td> <td></td> </tr> <tr> <th>65歳未満 昭和35年1月2日 以降の出生者</th> <td>130万円以下</td> <td>B-60万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3"></td> <td>130万円超410万円以下</td> <td>B×75%-27.5万円</td> </tr> <tr> <td>410万円超770万円以下</td> <td>B×85%-68.5万円</td> </tr> <tr> <td>770万円超1,000万円以下</td> <td>B×95%-145.5万円</td> </tr> <tr> <td>1,000万円超</td> <td>B-195.5万円</td> <td></td> </tr> </table>	65歳以上 昭和35年1月1日 以前の出生者	公的年金等の収入金額=B	雑所得の額(円未満切捨て)		330万円以下	B-110万円	330万円超410万円以下	B×75%-27.5万円	410万円超770万円以下	B×85%-68.5万円	770万円超1,000万円以下	B×95%-145.5万円	1,000万円超	B-195.5万円		65歳未満 昭和35年1月2日 以降の出生者	130万円以下	B-60万円		130万円超410万円以下	B×75%-27.5万円	410万円超770万円以下	B×85%-68.5万円	770万円超1,000万円以下	B×95%-145.5万円	1,000万円超	B-195.5万円		<p>※上記表は、公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が、1,000万円以下の場合です。1,000万円を超える場合には、大田区ホームページをご確認ください。</p>
		65歳以上 昭和35年1月1日 以前の出生者	公的年金等の収入金額=B	雑所得の額(円未満切捨て)																											
			330万円以下	B-110万円																											
330万円超410万円以下	B×75%-27.5万円																														
410万円超770万円以下	B×85%-68.5万円																														
770万円超1,000万円以下	B×95%-145.5万円																														
1,000万円超	B-195.5万円																														
65歳未満 昭和35年1月2日 以降の出生者	130万円以下	B-60万円																													
	130万円超410万円以下	B×75%-27.5万円																													
	410万円超770万円以下	B×85%-68.5万円																													
	770万円超1,000万円以下	B×95%-145.5万円																													
1,000万円超	B-195.5万円																														
	<table border="1"> <tr> <th colspan="2">A収入金額</th> <th>B必要経費</th> </tr> <tr> <td>業務</td> <td>原稿料、講演料又はシェアリング・エコノミー(民宿、食料品の配達など)などの副収入による所得を記入してください。</td> <td>収入を得るために支出した必要経費を記入してください。</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>生命保険の年金(個人年金保険)、互助年金などの上記以外のものによる所得を記入してください。</td> <td>収入を得るために支出した必要経費を記入してください。</td> </tr> </table>	A収入金額		B必要経費	業務	原稿料、講演料又はシェアリング・エコノミー(民宿、食料品の配達など)などの副収入による所得を記入してください。	収入を得るために支出した必要経費を記入してください。	その他	生命保険の年金(個人年金保険)、互助年金などの上記以外のものによる所得を記入してください。	収入を得るために支出した必要経費を記入してください。																					
A収入金額		B必要経費																													
業務	原稿料、講演料又はシェアリング・エコノミー(民宿、食料品の配達など)などの副収入による所得を記入してください。	収入を得るために支出した必要経費を記入してください。																													
その他	生命保険の年金(個人年金保険)、互助年金などの上記以外のものによる所得を記入してください。	収入を得るために支出した必要経費を記入してください。																													
ウ	事業	営業等	製造業、小売業、飲食業、サービス業など自営業から生じる収入のほか、ホステス、内職などの収入金額を記入してください。																												
エ	不動産		地代、家賃、貸間代、土地や家屋の権利金などの収入金額を記入してください。																												
オ	配当		◇未公開株式(少額配当含む)及び大口(発行済株式総数の3%以上所有)の上場株式及び出資金の配当等を記入してください。 (少額配当…1回の支払額が「10万円×配当計算期間の月数(最高12ヶ月)÷12」以下の配当)																												
			◇上場株式等に係る配当所得等及び譲渡所得等について令和6年度の申告からは、住民税と所得税で異なる課税方式を選択することが出来なくなりました。申告する場合は、確定申告書の提出が必要です。																												
カ	一時		賞金、懸賞当せん金、生命保険の満期返戻金などの一時的な収入金額を記入してください。																												
			生命保険料又は掛金の総額など																												

②所得控除(所得から差し引かれる金額)の説明

キ	配偶者控除・配偶者特別控除・同一生計配偶者					※他の納税義務者の被扶養者や事業専従者は除く。	
	◇配偶者の「氏名・続柄・生年月日・障害の程度・同居又は別居の区分・別居の場合は居住地・個人番号(マイナンバー)」を記入してください。配偶者に所得があった方は、該当する収入欄に金額を記入してください。						
	※同一生計配偶者とは、納税義務者と生計を一にする配偶者のうち、前年の合計所得金額が48万円以下の配偶者です。						
	※控除対象配偶者とは、同一生計配偶者のうち、前年の合計所得金額が1,000万円以下である納税義務者の配偶者です。						
	配偶者の合計所得金額	控除の種類	納税義務者の合計所得金額				
			900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下		1,000万円超
	48万円以下	配偶者控除	33万円	22万円	11万円		控除適用なし
		老人配偶者控除	38万円	26万円	13万円		
	48万円超100万円以下	配偶者特別控除	33万円	22万円	11万円		
	100万円超105万円以下		31万円	21万円	11万円		
	105万円超110万円以下		26万円	18万円	9万円		
	110万円超115万円以下		21万円	14万円	7万円		
115万円超120万円以下	16万円		11万円	6万円			
120万円超125万円以下	11万円		8万円	4万円			
125万円超130万円以下	6万円		4万円	2万円			
130万円超133万円以下	3万円		2万円	1万円			
133万円超	—		控除適用なし				

	所得控除	控除額																
ク	扶養控除 令和6年12月31日(年の途中で死亡した場合にはその死亡の日)現在、あなたと生計を一にする親族のうち(配偶者、16歳未満の扶養親族を除く)前年中の合計所得金額が48万円以下(給与収入のみ場合は103万円以下)の扶養親族がある場合は、1人につき右の金額が控除されます。 一般扶養 昭和30年1月2日から平成14年1月1日までの間に生まれた方 平成18年1月2日から平成21年1月1日までの間に生まれた方 特定扶養 平成14年1月2日から平成18年1月1日までの間に生まれた方 老人扶養 昭和30年1月1日以前に生まれた方 年少扶養(16歳未満の扶養親族) 平成21年1月2日以降に生まれた方 ◇16歳未満の扶養親族については扶養控除の対象にはなりません、扶養親族に含まれます。扶養親族数は非課税の判定に必要なため、必ず扶養親族欄に氏名等を記入してください。 ◇国外に居住する親族について、扶養控除、配偶者控除、配偶者特別控除、非課税限度額制度の適用を受ける場合には、証明書類が必要になりますのでご注意ください。(日本語の翻訳書類も必要) ◇扶養する親族の「氏名・続柄・生年月日・障害の程度・同居又は別居の区分・別居の場合は居住地・個人番号(マイナンバー)」を記入してください。	※他の納税義務者の被扶養者や事業専従者は除く。 一般扶養 ……33万円 特定扶養 ……45万円 老人扶養 ……38万円 同居老親等 ……45万円																
ケ	社会保険料控除 あなたやあなたと生計を一にする配偶者その他の親族の負担すべき国民健康保険・国民年金・介護保険などの保険料を前年中にあなたが支払った場合、控除されます。 ◇国民年金(基礎)保険料については、証明書を添付してください。 ◇あなた以外の方の年金から差し引かれた社会保険料は、あなたの社会保険料控除の金額に含むことはできませんのでご注意ください。	※源泉徴収票に記載されている場合は証明書は必要ありません。 支払った全額																
コ	小規模企業共済等掛金控除 前年中にあなたが支払った第1種共済掛金、確定拠出年金掛金、心身障害者扶養共済掛金がある場合、控除されます。 ◇証明書を添付してください。	支払った全額																
サ	生命保険料控除 生命保険や生命共済などについて、あなたが支払った保険料(いわゆる契約者配当金は除きます)がある場合に、一般の保険料と個人年金の新契約分・旧契約分、介護医療保険料の別に、その合計額に応じた金額が控除されます。 ◇新契約とは平成24年1月1日以降に締結した生命保険の契約分です。 ◇生命保険料控除を受けるためには、支払額及び新・旧契約が判断できる証明書を添付してください。 〈参考〉生命保険料控除額の求め方 (ア)平成23年12月31日までに締結した保険契約(旧契約) (一般生保(介護医療含)・個人年金のそれぞれで計算する。) <table border="1" data-bbox="188 1339 833 1462"> <tr> <td>年間の支払保険料 15,000円まで</td> <td>控除額 支払保険料の全額</td> </tr> <tr> <td>15,001円～40,000円まで</td> <td>支払保険料×1/2+7,500円</td> </tr> <tr> <td>40,001円～70,000円まで</td> <td>支払保険料×1/4+17,500円</td> </tr> <tr> <td>70,001円以上</td> <td>35,000円</td> </tr> </table> (イ)平成24年1月1日以降に締結した保険契約(新契約) (一般生保・個人年金・介護医療のそれぞれで計算する。) <table border="1" data-bbox="188 1518 833 1641"> <tr> <td>年間の支払保険料 12,000円まで</td> <td>控除額 支払保険料の全額</td> </tr> <tr> <td>12,001円～32,000円まで</td> <td>支払保険料×1/2+6,000円</td> </tr> <tr> <td>32,001円～56,000円まで</td> <td>支払保険料×1/4+14,000円</td> </tr> <tr> <td>56,001円以上</td> <td>28,000円</td> </tr> </table>	年間の支払保険料 15,000円まで	控除額 支払保険料の全額	15,001円～40,000円まで	支払保険料×1/2+7,500円	40,001円～70,000円まで	支払保険料×1/4+17,500円	70,001円以上	35,000円	年間の支払保険料 12,000円まで	控除額 支払保険料の全額	12,001円～32,000円まで	支払保険料×1/2+6,000円	32,001円～56,000円まで	支払保険料×1/4+14,000円	56,001円以上	28,000円	源泉徴収票に記載されている場合は証明書は必要ありません。 (一般生命保険料)控除上限額：28,000円 ※旧契約分：35,000円 (個人年金保険料)控除上限額：28,000円 ※旧契約分：35,000円 (介護医療保険料)控除上限額：28,000円 合計控除限度額：70,000円
年間の支払保険料 15,000円まで	控除額 支払保険料の全額																	
15,001円～40,000円まで	支払保険料×1/2+7,500円																	
40,001円～70,000円まで	支払保険料×1/4+17,500円																	
70,001円以上	35,000円																	
年間の支払保険料 12,000円まで	控除額 支払保険料の全額																	
12,001円～32,000円まで	支払保険料×1/2+6,000円																	
32,001円～56,000円まで	支払保険料×1/4+14,000円																	
56,001円以上	28,000円																	
シ	地震保険料控除 あなたやあなたと生計を一にする配偶者その他の親族が所有している家屋等の損害保険契約について前年中にあなたが支払った地震保険料及び平成18年12月31日までに締結した長期損害保険料がある場合、控除されます。 ◇証明書を添付してください。 ◇長期とは「保険期間10年以上、かつ満期返戻金のあるもの」です。 〈参考〉控除額の求め方 <table border="1" data-bbox="188 1888 865 2134"> <tr> <td>支払った保険料の合計額</td> <td>控除額</td> </tr> <tr> <td>(ア)旧長期損害保険料のみ 5,000円まで</td> <td>(ア)の全額</td> </tr> <tr> <td>5,001円～15,000円まで</td> <td>(ア)×1/2+2,500円</td> </tr> <tr> <td>15,001円以上</td> <td>10,000円</td> </tr> <tr> <td>(イ)地震保険料のみ 50,000円まで</td> <td>(イ)×1/2</td> </tr> <tr> <td>50,001円以上</td> <td>25,000円</td> </tr> <tr> <td>両方ある場合(ア)の控除額+(イ)の控除額(限度額25,000円)</td> <td></td> </tr> </table>	支払った保険料の合計額	控除額	(ア)旧長期損害保険料のみ 5,000円まで	(ア)の全額	5,001円～15,000円まで	(ア)×1/2+2,500円	15,001円以上	10,000円	(イ)地震保険料のみ 50,000円まで	(イ)×1/2	50,001円以上	25,000円	両方ある場合(ア)の控除額+(イ)の控除額(限度額25,000円)		(地震損害保険料)控除上限額：25,000円 (旧長期損害保険料)控除上限額：10,000円 合計控除限度額：25,000円		
支払った保険料の合計額	控除額																	
(ア)旧長期損害保険料のみ 5,000円まで	(ア)の全額																	
5,001円～15,000円まで	(ア)×1/2+2,500円																	
15,001円以上	10,000円																	
(イ)地震保険料のみ 50,000円まで	(イ)×1/2																	
50,001円以上	25,000円																	
両方ある場合(ア)の控除額+(イ)の控除額(限度額25,000円)																		

	所得控除	控除額										
(ス)	<p>障害者控除 16歳未満の扶養親族や同一生計配偶者が障害者である場合にも適用されます。</p> <p>あなたやあなたと生計を一にする配偶者その他の親族(同一生計配偶者・扶養控除の対象となる親族及び16歳未満の扶養親族)が、令和6年12月31日(年の途中で死亡した場合には、その死亡の日)の現況において障害者や特別障害者である場合に、右の金額が控除されます。</p> <p>◇本人が障害者控除に該当する場合は、②欄(1)～(7)の該当箇所に○をつけてください。</p> <p>◇配偶者・扶養親族の方が障害者控除に該当する場合は、④又は②欄に「障害の程度」を記入してください。</p> <p>※ 障害者・特別障害者とは</p> <p>①愛の手帳の交付を受けている方(1・2度は特別障害者)</p> <p>②身体障害者手帳の交付を受けている方(1・2級は特別障害者)</p> <p>③精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方(1級は特別障害者)</p> <p>④成年被後見人など精神上的障害により物事を判断する能力を欠く常況にある方(特別障害者)</p> <p>⑤戦傷病者手帳の交付を受けている方(特別項症～第3項症は特別障害者)</p> <p>⑥年齢65歳以上の方で、障害者又は特別障害者として市区町村長等の認定を受けている方</p> <p>⑦いつも病床にいて、複雑な介護を受けなければならない方(特別障害者)</p> <p>⑧原子爆弾被爆者として厚生労働大臣の認定を受けている方(特別障害者)</p> <p>◇障害者手帳をお持ちの方は、手帳の提示(コピー提出可)をお願いします。</p> <p>◇障害者控除対象認定書、登記事項証明書による申請の場合は毎年書類の提出が必要となります。</p>	<p>障害者 …26万円</p> <p>特別障害者 …30万円</p> <p>同居特別障害者 …53万円</p>										
(セ)	<p>寡婦控除・ひとり親控除</p> <p>あなたの前年中の合計所得金額が500万円以下、かつ事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる方がおらず、次の(1)(2)のいずれかに該当する場合は、それぞれ右の金額が控除されます。</p> <p>(1)寡婦の範囲(※ひとり親に該当する場合を除く。)</p> <p>①夫と離婚後に婚姻していない方のうち、扶養親族がいる方</p> <p>②夫と死別後に婚姻していない方又は夫が生死不明の方</p> <p>(2)ひとり親の範囲</p> <p>婚姻していない方又は配偶者の生死が明らかでない方のうち、生計を一にする前年の総所得金額等が48万円以下の子がいる方</p>	<p>寡婦 …26万円</p> <p>ひとり親 …30万円</p>										
(ソ)	<p>勤労学生控除</p> <p>あなたが学生・生徒で給与所得などの勤労による所得を有し、前年中の合計所得金額が75万円以下(そのうち勤労によらない所得が10万円以下)の場合、右の金額が控除されます。</p> <p>◇専修学校・各種学校等の生徒の場合は、その学校の控除対象となることを証明した書類及び在学証明書を添付してください。</p>	26万円										
(タ)	<p>医療費控除</p> <p>あなたやあなたと生計を一にする配偶者その他の親族のために、前年中にあなたが支払った医療費がある場合、控除されます。</p> <p>〈参考〉控除額の求め方 (医療費－保険などで補てんされる金額)－10万円又は各種所得の合計額等5%のどちらか少ない方の金額＝控除額</p> <p>◇ただし、控除の限度額は200万円です。</p> <p>◇明細書等を添付してください。詳細は5・6ページをご覧ください。</p>	重複適用はできません。										
(チ)	<p>セルフメディケーション税制控除(医療費控除の特例)</p> <p>前年中に健康の保持増進や疾病の予防のために健康診断を受診するなど一定の取組を行い、あなたやあなたと生計を一にする配偶者その他の親族のために特定一般用医薬品等の購入費を支払った場合、控除されます。</p> <p>〈参考〉控除額の求め方 (対象医薬品購入費－保険などで補てんされる金額)－1万2千円＝控除額</p> <p>◇ただし、控除の限度額は8万8千円です。</p> <p>◇従来の医療費控除②との選択適用になります。</p> <p>◇明細書を添付してください。</p>											
<p>基礎控除 基礎控除は、合計所得金額に応じて、次の金額が適用されます。※申告書に記入の必要はありません。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>合計所得金額</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2,400万円以下の場合</td> <td>43万円</td> </tr> <tr> <td>2,400万円超2,450万円以下の場合</td> <td>29万円</td> </tr> <tr> <td>2,450万円超2,500万円以下の場合</td> <td>15万円</td> </tr> <tr> <td>2,500万円超の場合</td> <td>適用なし</td> </tr> </tbody> </table>			合計所得金額	控除額	2,400万円以下の場合	43万円	2,400万円超2,450万円以下の場合	29万円	2,450万円超2,500万円以下の場合	15万円	2,500万円超の場合	適用なし
合計所得金額	控除額											
2,400万円以下の場合	43万円											
2,400万円超2,450万円以下の場合	29万円											
2,450万円超2,500万円以下の場合	15万円											
2,500万円超の場合	適用なし											
<p>利子所得 申告書裏面(5) 利子のうち、源泉分離課税の適用を受けていないもの。</p>												
<p>農業所得 申告書裏面(7) 農産物の生産、果樹の栽培などの事業から生じる収入金額。</p>												
<p>総合譲渡所得 申告書裏面(7) 資産譲渡(土地・建物などで分離課税されるものを除く)の収入金額。</p>												
<p>所得金額調整控除 申告書裏面(9)</p> <p>申告書表面「1 所得金額 ア給与 ⑧給与収入」が850万円以上かつ、次のいずれかに該当する場合控除されます。</p> <p>①本人が特別障害者である。②年齢23歳未満の扶養親族がいる。③特別障害者の同一生計配偶者又は扶養親族がいる。</p> <p>※なお、申告書表面に上記①～③の事項が確認できる場合、別途の記載は不要です。あなたに申告書表面に記載されない扶養親族(夫の扶養親族として申告している子など)がいる場合は、申告書裏面(9)に記入してください。</p>												
<p>雑損控除 申告書裏面(13)</p> <p>あなたやあなたと生計を一にする配偶者その他の親族の生活に通常必要な資産が前年中に火災や盗難などによって損害を受けた場合、控除されます。</p> <p>〈控除額〉 (損害額)－(保険などで補てんされる金額)－(各種所得の合計額の10%)＝控除額</p> <p>◇災害関連支出の金額がある場合はお問い合わせください。</p> <p>◇証明書を添付してください。</p>												
<p>給与・公的年金等に係る所得以外の納付方法の選択 申告書裏面(16)</p> <p>詳しくは、この手引きの2ページをご覧ください。</p>												

※今後、税法等改正があった場合は、新税法等が適用されます。